

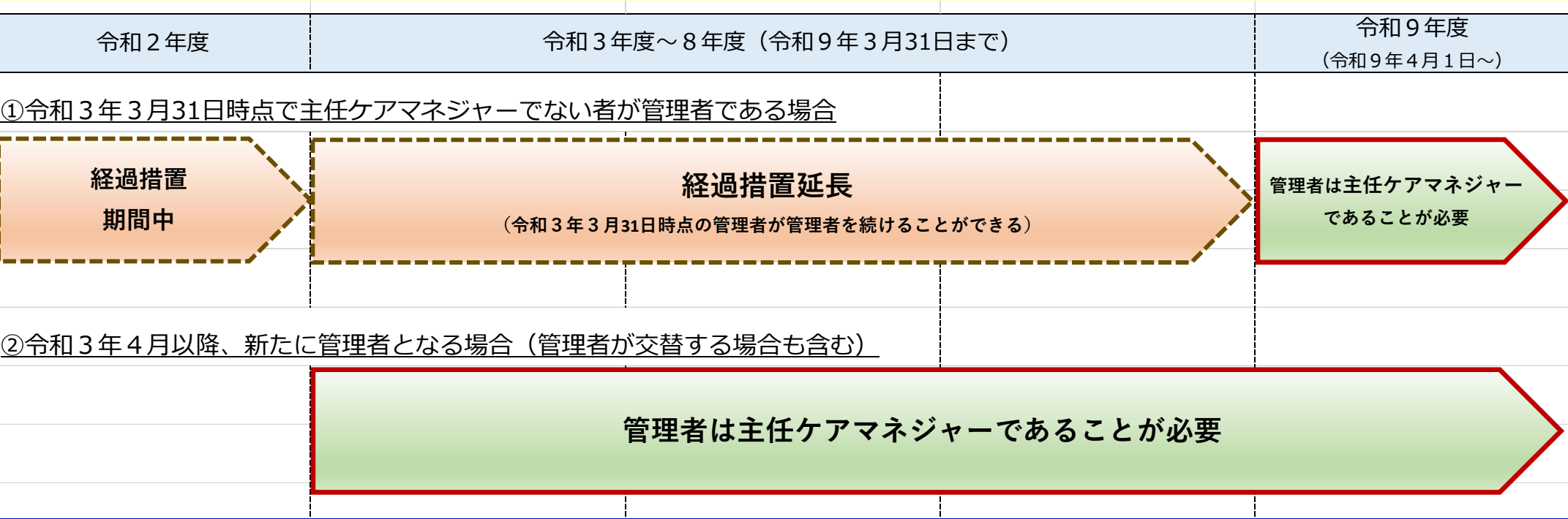
VI. 経過措置期間の終了について

1. 居宅介護支援の管理者要件に係る
経過措置期間の終了
2. 利用者の安全並びに介護サービスの
質の確保及び職員の負担軽減に資する
方策を検討するための委員会の定期的
開催の経過措置期間の終了

1. 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置期間の終了

(令和9年3月31日)

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について



2. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的開催の経過措置期間の終了 （令和9年3月31日）

➤ 対象サービス

（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催が義務付けられました。

ただし、経過措置により、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされてきました。令和9年4月1日からは、定期的な開催が義務付けられます。

本委員会の開催に当たっては、
厚生労働省老健局「**介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラ
イン**」等を参考に取組を進めることが望ましいとされています。

ガイドライン詳細は下記へ 

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei_kyotaku_Guide.pdf



ご清聴ありがとうございました。

※出席確認は、アンケート提出により行います。
提出期限までに、アンケートにご回答ください。
(提出期限：令和8年9月30日)

※ご回答は、事業所代表の方、お一人でお願いします。

アンケート回答先

<https://logoform.jp/form/cGft/683921>

